平成２１年（フ）第８１号
岩手県二戸市浄法寺町中畑25番地
債務者　藤田美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第１９５号
栃木県足利市大前町236番地１
債務者　佐藤由香里
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１９６号
栃木県足利市常見町１丁目11番地17　ジュンハイツⅡ201号室
債務者　樋下田正和
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１９９号
栃木県足利市助戸新山町1630番地
債務者　山内　博之
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１８９号
栃木県足利市山下町2420番地６
債務者　鈴木　健永
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後１時20分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第４６９号
静岡県浜松市北区三幸町99番地の１　美幸の郷南館い－ａ、前住所静岡県浜松市浜北区西美薗2158番地の２　コスモハイツⅡ201
債務者　篠原　忠春
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
静岡県浜松市中区野口町387番地　レリブ野口102、前住所佐賀県唐津市肥前町田野乙７番地
債務者　永井　政行
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
静岡県浜松市東区有玉北町1418番地の４
債務者　村田　康代
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第２６１号
千葉市若葉区中野町813番３号
破産者　浦安建材工業株式会社
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２６２号
和歌山市田尻113番地の６
破産者　東伸建設株式会社
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第７５８号
和歌山市栗栖621番地
破産者　有限会社紀川工業
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第３５０号
埼玉県本庄市本庄１丁目１番７号
破産者　株式会社金子組
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第３５１号
埼玉県本庄市山王堂359番地１
破産者　株式会社カネコエンジニアリング
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３０５号
千葉県市原市牛久1280番地
破産者　高橋　一雄
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３５８号
千葉県船橋市前原西８丁目21番23号　サンヒルズＣ－201号
破産者　金子　英之
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第５０７号
静岡県菊川市赤土1901番地の１
破産者　株式会社丸京商店
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第５４２号
愛知県犬山市字追分47番地
破産者　合資会社鈴木畳店
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部